

西日本新聞 長期連載中：「『親亡き後』見据えて」

<https://www.nishinippon.co.jp/serialization/independent-living-for-severely-disabled-people/>

> 重い障害者が親元を離れ、自立して暮らしていくには何が必要なのか
成人後、親亡き後を見据え、さまざまに模索する当事者たちの姿から考える。

“ついのすみか”に現実の壁 人手不足で医療的ケア困難、赤字運営

西日本新聞 2021/8/19

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/787374/>

> 「親亡き後」見据えて（5）

福岡市城南区の閑静な住宅地に、グループホーム（GH）「すまいるホーム」がある。障害の程度を示す支援区分のうち、最も重い「区分 6」の 8 人を含む計 10 人が暮らす。社会福祉法人「葦の家福祉会」が 2017 年に開設して 5 年目。重度者を受け入れる GH は市内では少数派だ。

「地域の中で普通の暮らしを実現してもらおうと、みんなで頑張っていますが…。ぎりぎりの毎日です」。管理者の藤環（とうたまき）さん（45）は率直に言う。

密着介助が不可欠

夕方。生活介護事業所から帰宅した「仲間たち」はリビングで入浴の順番を待ちながら、リラックスした表情だった。ここでは「障害があっても同じ仲間だから」入居者をそう呼ぶ。

1 階は 40～50 代の女性 3 人。2 階が 40～70 代の男性 7 人のフロア。全員、重い知的障害がある。車椅子の女性（51）は、頭にピンク色のヘッドギアを着けていた。「てんかん発作で突然、ストンと倒れることがある」（藤さん）という。最近、別の女性は不定期で導尿が必要となった。

穏やかな時間は、実は珍しい。半数は大声を上げたり、物を壊したりする行動障害がある。一度眠りについて 3～4 時間で目を覚ます人もいる。食事、歯磨き、入浴、排せつ…。皆、マンツーマンで密着した支援が欠かせない。「急に走りだした人を追いかけている間に、まひがあり歩行の不安定な人が、ふらふらとトイレに行って頭を打っていた」こともある。

職員は「介助には不可欠で、激務のため」基準の約 3 倍に当たる約 30 人を確保。「周囲の顔ぶれが変わるだけで、落ち着かなくなる仲間もいる」ことから常勤の正規職員が多い。それでも時間が不規則な夜勤者は不足しがち。高齢化、重度化に伴う医療的なケアへの対応は事実上、難しい。

年数百万円の赤字

葦の家福祉会の前身は学校卒業後の乏しい通所先を自らつくろうと、親などの有志が 1985 年に立ち上げた無認可共同作業所。今は生活介護事業所「葦の家」のほか、短期入所やヘルパー事業所も展開し、初の GH「すてっぷ」を 2013 年に開所、すまいるホームは 2 カ所目だった。

わが子が慣れた通所先がそのまま“ついのすみか”になってほしいと願う親は少なくない。同会はすてっぷを「体験型 GH」と位置付ける。親が高齢となった葦の家の利用者が、すてっぷで暮らす練習を積んだ後、すまいるホームに入居する。他の地域にも入居先の GH を増やしていく。そんな青写真を描いていた。

しかし、GH の新築整備費は、借地に建てても約 1 億円。重度者を手厚く見守るための人件費は、GH への公的な報酬だけでは大幅に不足した。

すまいるホームの赤字は単純計算で毎年、約 750 万円に上った。福岡市が 20 年度、運営費として区分 6 の入居者 1 人当たり年額約 68 万円を補助する制度を設けたことで赤字幅は縮小したものの、なお年間約 200 万円。法人としては、赤字分を葦の家などの別事業で補填（ほてん）しながら運営を続けているのが実情だ。

気持ちで支え合い

藤さんはもともと葦の家で約 20 年間勤務していた。「家族も含めて関係を築き、けんかもした。仲間の大半を昔から知っているの、何とかその人の特性を職員に伝えながら支援はできていますが…。」休日の外出や買い物など、GH ならではの余暇の支援にはなかなか手が回らない。「一人一人が望む家庭的な暮らしを本当にサポートできているのかな」と自問もする。

救いは、仲間同士の仲の良さ。リビングのソファに並んで座りながら、車椅子を押されながら、自分たち職員に向く「温かいまなざし」も感じる。

たまに自傷行為などがある男性は入居当初、職員が目配りが外れると近所の自宅に帰りたいのか外に出ようとしたり、連休中、自宅で過ごした後はなかなかホームに戻れなかったりした。最近では家から送ってきた両親を振り返りもせず、自室に向かう。「逆にお母さんたちからさみしいと言われる」。GHが安心できる居場所になっているとすれば、うれしい。

管理者としての責任の重さは「逃げ出したくなる」ほど。それでも「いつも明るい表情で居られる」のは、逆に仲間たちの「無言の励まし」に支えられているからなのかもしれない。（編集委員・三宅大介）

障害支援区分 障害者総合支援法に定められ、障害の多様な特性や、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「物差し」となる。歩行や動作、食事や入浴などの日常生活だけでなく、意思疎通や行動障害、医療的ケアなどに関する調査項目をもとに、市町村が生活環境なども踏まえて認定する。支援の度合いが低い順に「非該当」のほか、「区分 1」から「区分 6」まで 6 段階。

…などと伝えていきます。